

平成 20 年 10 月 22 日

株式会社三菱 UFJ フィナンシャル・グループ

アコム株式会社株式に対する公開買付けの結果について

株式会社三菱 UFJ フィナンシャル・グループ（取締役社長 くろやなぎ のぶお 畔柳 信雄、以下「MUFG」又は「公開買付者」といいます。）は、平成 20 年 9 月 8 日開催の取締役会において、アコム株式会社（以下「アコム」又は「対象者」といいます。）株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）の開始を決議し、平成 20 年 9 月 16 日から実施しておりましたが、本公開買付けが平成 20 年 10 月 21 日をもって終了いたしましたので、下記のとおり本公開買付けの結果についてお知らせいたします。

記

1. 買付け等の概要（平成 20 年 9 月 8 日公表）

(1) 公開買付者の名称及び所在地

株式会社三菱 UFJ フィナンシャル・グループ
東京都千代田区丸の内二丁目 7 番 1 号

(2) 対象者の名称

アコム株式会社

(3) 買付予定の株券等の数

株券等種類	①株式に換算した 買付予定数	②株式に換算した 買付予定数の下限	③株式に換算した 買付予定数の上限
株 券	38,140,000 株	一株	38,140,000 株
合 計	38,140,000 株	一株	38,140,000 株

(注 1) 応募株券等の総数が株式に換算した買付予定数の上限（以下「買付予定数の上限」といいます。）

（38,140,000 株）に満たないときは、応募株券等の全部の買付けを行います。応募株券等の総数が買付予定数の上限（38,140,000 株）を超えるときは、その超える部分の全部又は一部の買付けを行わないものとし、金融商品取引法（以下「法」といいます。）第 27 条の 13 第 5 項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（以下「府令」といいます。）第 32 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(注 2) 対象者が保有する自己株式については、本公開買付けを通じて取得する予定はありません。

(注 3) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。

(4) 買付け等の期間

平成 20 年 9 月 16 日（火曜日）から平成 20 年 10 月 21 日（火曜日）まで（24 営業日）

(5) 買付け等の価格

普通株式 1 株につき、4,000 円

2. 買付け等の結果

(1) 応募の状況

株券等種類	株式に換算した 買付予定数	株式に換算した 買付予定数の上限	株式に換算した 応募数	株式に換算した 買付数
株券	38,140,000 株	38,140,000 株	38,623,413 株	38,140,009 株
合計	38,140,000 株	38,140,000 株	38,623,413 株	38,140,009 株

(2) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	2,073,234 個	(買付け等前における 株券等所有割合 13.19%)
買付け等前における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	578,856 個	(買付け等前における 株券等所有割合 3.68%)
買付け等後における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	5,887,234 個	(買付け等後における 株券等所有割合 37.45%)
買付け等後における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	559,061 個	(買付け等後における 株券等所有割合 3.56%)
対象者の総株主の議決権の数	15,719,337 個	

(注 1) 「対象者の総株主の議決権の数」は、対象者が平成 20 年 8 月 13 日に提出した第 32 期第 1 四半期に係る四半期報告書に記載された平成 20 年 3 月 31 日現在の総株主の議決権の数です。ただし、本公開買付けにおいては単元未満株式についても対象としていたため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、「対象者の総株主の議決権の数」である 15,719,337 個に、対象者が平成 20 年 8 月 13 日に提出した第 32 期第 1 四半期に係る四半期報告書に記載された平成 20 年 3 月 31 日現在の単元未満株式の総数 (1,120 株) から対象者の所有に係る単元未満株式 (8 株) を除いた単元未満株式の数 (1,112 株) に係る議決権の数 (111 個) を加算し、株式会社証券保管振替機構名義の株式 4,900 株に係る議決権の数 (490 個) を控除した 15,718,958 個として計算しております。

(注 2) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は公開買付開始日（平成 20 年 9 月 16 日）時点の数値を記載しております。

(注 3) 「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」を三菱 UFJ 信託銀行株式会社及び三菱 UFJ 証券株式会社が自己の計算において所有する対象者の普通株式（当該普通株式には、三菱 UFJ 信託銀行株式会社とその信託勘定において保有する対象者の株式については、公開買付者及びその子会社（連結子会社化後の対象者を除き、以下「MUFG 等」と総称します。）を委託者兼受益者として受託する信託財産である対象者の株式のみが含まれており、三菱 UFJ 証券株式会社が金融商品取引業者の業務として保有する対象者の株式については含まれておりません。）（対象者の発行済株式総数の 2.54%に相当します。）に係る議決権の数 405,948 個として計算すると、「買付け等後における株券等所有割合」は、40.04%となります。

(注 4) 対象者は、平成 20 年 9 月 8 日開催の取締役会において、平成 20 年 10 月 23 日から同年 12 月 12 日までを払込期間とし、1 株当たり払込金額を 3,200 円として、公開買付者に対する第三者

割当ての方法による普通株式最大 18,000,000 株の発行(以下「本第三者割当増資」といいます。)を実施する旨、及び公開買付者によって引き受けられなかった株式についてはその発行を打ち切り、公開買付者以外の第三者には割り当てない旨を決議しており、他方、公開買付者は、同日開催の取締役会において、本第三者割当増資に係る募集株式のうち、本公開買付けで取得した対象者株式と合わせて、MUFG 等が自己の計算において保有する対象者株式に係る議決権比率 (MUFG 等がその信託勘定において保有する対象者の株式に係る議決権については、MUFG 等を委託者兼受益者として受託する信託財産である対象者の株式に係る議決権のみを含み、MUFG 等が金融商品取引業者の業務として保有する対象者の株式に係る議決権は含みません。以下同じ。) が 40.04%を上回らない範囲でこれを引き受ける旨を決議しておりますが、本公開買付け後に、MUFG 等が自己の計算において保有する対象者株式に係る議決権比率が 40.04%となることから、公開買付者は本第三者割当増資に係る募集株式のうち全株を引き受けられないこととなります。

(注 5) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第 3 位を四捨五入しております。

(3) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

応募株券等の総数 (38,623,413 株) が買付予定数の上限 (38,140,000 株) を超えたため、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、その超える部分の全部又は一部の買付けを行わないものとし、法第 27 条の 13 第 5 項及び府令第 32 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います (各応募株券等の数に 1 単元 (10 株) 未満の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。)。

あん分比例の方式による計算の結果生じる 1 単元 (10 株) 未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限を超えたため、買付予定数の上限を下回らない数まで、四捨五入の結果切上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を 1 単元 (あん分比例の方式により計算される買付株数に 1 単元未満の株数の部分がある場合は当該 1 単元未満の株数) 減少させました。ただし、切上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数の上限を下回ることとなったため、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付株数を減少させる株主等を決定しました。

(4) 買付け等に要する資金

買付け等に要する資金等の合計	152,725 百万円
買付代金	152,560 百万円
金銭以外の対価の種類	—
金銭以外の対価の総数	—

(5) 決済の方法

- ① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
三菱 UFJ 証券株式会社 (公開買付代理人) 東京都千代田区丸の内二丁目 4 番 1 号
- ② 決済の開始日
平成 20 年 10 月 28 日 (火曜日)

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等に関する通知書を応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の住所宛に郵送します。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金します。

(6) 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

株式会社三菱 UFJ フィナンシャル・グループ 東京都千代田区丸の内二丁目7番1号
株式会社東京証券取引所 東京都中央区日本橋兜町2番1号

3. 本公開買付け後の方針等

本公開買付け後の方針については、MUFG が平成 20 年 9 月 8 日付で公表した「株式会社三菱 UFJ フィナンシャル・グループによるアコム株式会社株式に対する公開買付けの開始について」の記載の内容から変更ありません。

本公開買付けの結果、MUFG が保有するアコム株式に係る議決権比率は 37.45%、MUFG 等が自己の計算において保有するアコム株式に係る議決権比率は 40.04%となります。

本公開買付け後、MUFG とアコムは、MUFG 等が自己の計算において保有するアコム株式に係る議決権比率が 40.04%となることから、平成 21 年 4 月を目途に、アコムを MUFG の連結子会社とするべく、必要な手続きを進めてまいります。

MUFG とアコムは、これまでに構築してきた業務提携関係をより一層強化し、アコムを MUFG グループ*のコンシューマーファイナンス事業における消費者金融事業の中核企業と位置付け、MUFG グループの消費者金融事業を含むコンシューマーファイナンス事業の更なる発展を目指してまいります。

なお、平成 20 年 9 月 8 日、MUFG 及び株式会社三菱東京 UFJ 銀行とアコムは、アコムを MUFG グループの消費者金融事業の中核企業とした上で、MUFG グループの消費者金融事業を含むコンシューマーファイナンス事業の競争力を圧倒的なものとするため、MUFG グループの機能再編・効率化に向けた業務提携の強化を実施していくべく、協議を行うことについて合意しておりますが、その内容につきましては、同日付で公表しました「アコムと三菱 UFJ フィナンシャル・グループおよび三菱東京 UFJ 銀行の業務・資本提携の更なる強化について」をご参照下さい。

アコムは、普通株式を東京証券取引所市場第一部に上場しておりますが、本公開買付けにより MUFG 等が自己の計算において保有するアコム株式に係る議決権比率が 40.04%に至った後も、引き続き上場は維持される予定です。

*MUFG グループ：MUFG を持株会社とし、傘下に普通銀行・信託銀行・証券会社をはじめ、クレジットカード会社・消費者金融会社・資産運用会社・リース会社・米国銀行等を擁する総合金融グループをいいます。

以 上

※本プレスリリースの記載には、米国 1934 年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934)第 21E 条で定義された「将来に関する記述」(forward-looking statements)が含まれています。当該記述は、現時点における当社の意図、計画、目標、考えあるいは将来の業績や財務状況に関する予想又は予測などが含まれ、「可能性」がある、「可能」となる、「予定」する、「考え」る、「意向を有している」又はこれらと類似する用語若しくは表現により識別することができます。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。当社又はその関連会社は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることを何ら約束するものではありません。本プレスリリース中の「将来に関する記述」は、本プレスリリースの日付の時点で当社が有する情報を基に作成されたものであり、法令又は証券取引所規則で義務付けられている場合を除き、当社又はその関連会社は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新又は修正する義務を負うものではありません。